

新馬登録制度の創設について(お知らせ)

本年2歳馬から適用となります。該当する所有馬をお持ちの方や4/2九州トレーニングセール2歳、5/11千葉サラブレッドセール2歳、5/22HBA トレーニングセール2歳で購買予定の方は下記「奨励金の概要」を熟読の上、愛知県競馬組合に申請して下さい。

平成30年3月吉日

愛知県競馬組合新馬登録奨励金制度の創設について

■ 奨励金の概要

1 目的

- せり市場において購入した競走馬を名古屋競馬に登録した馬主に対して新馬登録奨励金(以下、「奨励金」という。)を交付することにより、優良2歳馬の在厩を促進するとともに強い馬づくりを図り、名古屋競馬の発展及び円滑な運営に資することを目的とする。

2 制度の概要

(1) 対象馬の要件

- 奨励金を交付する対象馬(以下、「対象馬」という。)は、愛知県競馬組合(以下、「組合」という。)指定のせり市場で購入し、未出走で弥富トレーニングセンターに入厩した馬とする。ただし、次の各号に該当する馬は対象馬としない。
 - ① 購買価格(消費税を除く)が200万円未満の馬
 - ② 複数の馬主が共有する馬
- 馬主1人つき1頭に限り

(2) せり市場

- 対象馬は、次の各号のせり市場で購入した馬とする。
 - ① 九州トレーニングセールサラブレッド2歳
 - ② 千葉サラブレッドセールサラブレッド2歳
 - ③ 北海道トレーニングセールサラブレッド2歳
 - ④ 九州1歳市場サラブレッド1歳
 - ⑤ 八戸市場サラブレッド1歳
 - ⑥ セレクトセール
 - ⑦ 北海道セレクションセールサラブレッド1歳
 - ⑧ 北海道サマーセールサラブレッド1歳
 - ⑨ 北海道オータムセールサラブレッド1歳

(3) 交付額

- 奨励金の交付額は、対象馬の購入価格(消費税を含む)の40%以内とし、300万円を上限とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 申請手続き

- 奨励金の交付を受けようとする馬主は、対象馬が組合の実施する能力検査に合格した後、奨励金交付申請書にせり購買証明書（市場取引売買契約書）の写しを添付して、平成30年8月31日までに組合管理者（以下、「管理者」という。）あてに提出する。また申請する対象馬の馬主とせり購買証明書（市場取引売買契約書）に記された購入者が同一であることを条件とする。
- 奨励金の交付決定額の累計が予算額に達した場合は、提出期限の前であっても、奨励金交付申請書の受理を終了し名古屋競馬公式サイト内で発表する。

(5) 奨励金の交付決定と通知

- 管理者は、奨励金交付申請書を受理した日付順に申請内容を審査するものとする。
- 同日付けで受理した奨励金交付申請書については、対象馬が能力検査に合格した日付順に申請内容を審査するものとする。
- 管理者は、奨励金を交付することが適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、速やかに申請者に奨励金交付決定通知書を送付し、奨励金交付請求書の提出を求めるものとする。
- 管理者は、奨励金の交付が適当でないとき、理由を付してその旨申請者に文書で通知するものとする。

(6) 奨励金の交付

- 管理者は、申請者から提出された奨励金交付請求書を受理した後、1か月以内に奨励金を請求書に記載された馬主本人名義の口座に振り込むものとする。

(7) 馬主の義務

- 奨励金の交付を受けた馬主は、対象馬を平成31年10月開催の最終日まで名古屋競馬に在籍させなければならない。また、この期間中は対象馬を第三者に譲渡することはできない。

(8) 奨励金の返還

- 馬主が義務に違反したときは、既に交付された奨励金の全額を返還しなければならない。ただし、対象馬が愛知県競馬組合競走馬死傷見舞金の支給に相当する事故（他の競馬場でのレース中を含む）によりへい死又は用役変更となった場合及び管理者が特に認めた場合は返還を要しない。
- 奨励金を返還することとなった馬主は、奨励金を返還することとなった年度の翌年度は奨励金の交付を受けることができない。